

第 33 回役員会（別紙） 京都大学労働時間短縮推進委員会要項

役員会 第 33 回 平成 17 年 4 月 25 日(月曜日)開催

■別紙

京都大学労働時間短縮推進委員会要項

(平成 17 年 4 月 25 日役員会決定)

第一 京都大学における教職員の労働時間の短縮を図るため、理事（人事担当）の下に労働時間短縮推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第二 委員会は、理事（人事担当）の諮問に応じ次の各号に掲げる事項について、調査審議する。

- 一 労働時間の短縮を図るための措置
- 二 その他労働時間の短縮に関する事項

第三 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 理事が指名する教職員 若干名
- 二 過半数代表者が指名する教職員 若干名

2 前項第一号及び第二号の委員は、同数とする。

第四 委員会に委員長を置き、委員のうちから理事が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

第五 委員長は、審議の結果を適宜取りまとめて、理事に意見を述べるものとする。

第六 委員会には、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

第七 委員会に関する事務は、人事部職員課において処理する。

第八 この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。